

第9回会議での協議部分についての条文（案）

（協働を進める上での原則）

第●条 市民及び執行機関は、協働を進める際には、以下の原則に従うものとします。

略

（3）共有の原則

目的、目標及び情報を互いに共有します。

略

（協働の取組）

第●条 執行機関は、市政における政策の形成、執行及び評価を行う場合には、市民との協働により実施するよう努めるものとします。

2 略

（公益的活動の支援）

第●条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下、団体等という）が実施する公益的な活動に対し、以下のような支援をすることができます。

（1）財政的支援

（2）情報提供

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては活動の公益性や透明性を高め市民の理解を得るよう努めるものとします。

（中間支援組織の設置）

第●条 執行機関は、市民との協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。

（協働によるまちづくりを担う人材）

第●条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。

2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。